平成２３年（フ）第２４７号
堺市堺区住吉橋町１丁７番10―1003号、開始決定時の住所堺市美原区平尾2010番地29
破産者　橋本　　牧
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４５３号
大阪府松原市東新町２丁目175番地の10、前住所大阪府松原市田井城１丁目226番地
破産者　寺岡　松月
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７４１号
大阪府松原市田井城５丁目１番７号、前住所大阪府松原市田井城２丁目３番１―710号
破産者　土師　雅典
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８４０号
堺市西区堀上緑町１丁７番52―103号
破産者　鳥生　　肇
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１７号
神戸市灘区千旦通４丁目３番５号エステートピア中田202、従前の住所神戸市灘区徳井町４丁目１番６―201号
破産者　安木　義美
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４２号
兵庫県伊丹市平松２―１―17　伊東文化２階東木村梨恵方、住民票上の住所兵庫県伊丹市平松２丁目１番20号伊東文化２階東号
破産者　木村　恵子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１４６号
神奈川県横浜市神奈川区松ヶ丘58番地21
破産者　大畑真太郎
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３４号
愛媛県南宇和郡愛南町赤水302番地３
破産者　児島　嘉行
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第２９５２号
福岡市東区八田３丁目２番13号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区八田２丁目１番52―902号
破産者　松村　登美
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１５号
熊本県宇城市不知火町高良1736番地８
破産者　大嶋　幸弘
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８９号
熊本市京町本丁６番43号　クスモトビル403号室
破産者　本田　　計
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１９５号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1121番地26
破産者　内川　志朗
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９１号
長崎県雲仙市小浜町マリーナ12番地403
破産者　田﨑　昭子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９２号
鹿児島市武１丁目19番34号　ＩＭＳ武502号
破産者　田﨑　雄三
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２４号
熊本県宇城市松橋町松橋707番地１　アネックスＹＵＭＡ101号
破産者　田中ともみ
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８９号
沖縄県豊見城市字平良178番地８豊見城団地県改良住宅Ｆ―607号
破産者　當銘　朝睦
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３６７号
福島市飯坂町湯野字音ケ森28番地の９
破産者　高橋シゲ子
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３８９号
福島市松川町字南諏訪原４―６、申立時の住所福島市渡利字大久保30番地の１　ユタカマンション302
破産者　奥村まゆみ
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
福島市仁井田字龍神前２番地の１福島恵風園、開始決定時の住所福島市大笹生字下ノ寺17番地の１
破産者　本間　康子（旧姓鹿野）
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所